

## 法政大学における PI 人件費支出制度において確保された財源の活用方針

「競争的研究費の直接経費から研究代表者(PI)の人件費の支出について（令和 2 年 10 月 9 日付競争的研究費に関する関係府省連絡会申し合わせ）」に基づき、法政大学の「PI 人件費支出制度」において確保された財源について、以下のとおり活用方針を定める。

### 1 目標

確保した財源については、本学および研究者双方の研究力の向上のため、研究者の処遇改善や、研究に集中できる環境整備を目的として、研究「人材」「資金」「環境」の機能の改善に活用する。

### 2 目標を達成するための具体的な経費の使途・活用策

- (1) 研究者への褒賞金（70%）
  - (2) 研究科・学部等への予算措置（30%）
- ※（ ）内は配分率

### 3 執行にあたる留意事項等

- (1) 直接経費の使途は研究費を獲得した PI が研究計画を遂行するために判断するものであり、本学が PI 人件費としての支出を強制するものではない。
- (2) 各配分機関による競争的研究費制度において、研究代表者等の人件費の支出について別の定めがある場合には、その定めに従う。
- (3) 研究力向上のための施策を実施し、研究者の処遇改善等に努めることとする。

以上